

政令第六十二号

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）附則第一条（第一号及び第三号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日は平成二十六年六月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年九月一日とする。

## 理由

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。